

物 件 調 書

本調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件の状況などについては、必ずご自身で調査、確認してください。

物件番号	0 7 0 5 0 1 0 1			
物件の 名称等	マイクスタンド（ジャンク品）		予定価格（最低売却価格）	5 0 0 円
			入 札 保 証 金	5 0 円
物件の 規格等	メーカー	ナショナル		
	規 格	WN－5 0 1		
	個 数	1 台		
	サイズ等	半径 3 2 . 0 c m × H 9 6 . 0 c m 約 5 k g		
物件の 状 況	状態、その他 ・ スタンドのポールの一部が欠落しています。 ・ 高さは、調整できませんのでジャンク品の扱いです。 ・ 中古ですので経年劣化、汚れ、サビ、キズ等があります。 ・ 付属品、取扱説明書はありません。 ※予定価格に消費税相当額を含みます。 ※上記内容は職員の目視によるものです。 ※物件の状況を正確に確認いただくため、下見会に参加してください。下見会に参加しない場合は、物件の確認をしたものとみなします。 ※写真撮影時の状況により、実際の色調と写真は異なる場合があります。また写真撮影した際、周辺に写っている他の物品などは売却物件ではありません。 ※落札後のクレームは受け付けません。			
注意事項	1 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」のみです。 2 本物件について第三者の権利等の設定による負担、本物件の所有者が負担すべき債務等、買受人が引き受けなければならない法的義務については、買受人の負担となり、当市は責任を負担しません。 本物件についての瑕疵担保責任など、本件から生ずる一切の責任を当市は負担しません。 3 本物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、紛失など当市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。 4 売払代金完納後の引渡しに要する費用は落札者の負担となります。また、現状有姿での引渡しになり、引渡場所は草津市役所本庁舎敷地内になります。 5 引渡しについては、落札者または代理人(委任状(受領用)提出が必要)が直接引取りにきてください。(落札者が法人で代表者以外の方が受領される場合や配送業者が引き取りにこられる場合も代理人となりますので、委任状が必要です。) 6 物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配送業者等に依頼して対応してください。 7 落札者は、落札物件の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者へ譲渡することはできません。 8 一度引渡された物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。			

